

宇治市監査委員公表第 10 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

令和 2 年 7 月 30 日

宇治市監査委員

森 真二

松岡 ゆかり

鳥居 進

- 1 監査の結果を公表した日  
令和2年5月1日（宇治市監査委員公表第6号）
- 2 当該通知に係る事項  
次のとおり。

監査対象 総務部 契約課

監査期間 令和2年2月3日～3月5日

監査結果 (指摘事項)		措置状況等 (改善内容)
1	債権回収の遅れが見受けられた。今後は、必要な手続及び事務処理を進められ、早急に債権回収されることを求める。	改めて請求を行うという業者選定委員会の決定に基づき、債権整理に向けて、各業者に対し方針の通知をすすめていく。